

## 議案第7号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部  
を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった有害薬物取扱手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

### （提案理由）

有害薬物取扱手当を廃止する必要がある。

## 杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
<u>(4)</u> 略	<u>(4)</u> <u>有害薬物取扱手当</u>
	<u>(5)</u> 略
	<u>(有害薬物取扱手当)</u>
	第6条 <u>有害薬物取扱手当は、保健所に勤務する職員が、規則で定める有害な薬物を使用し、試験、研究、検査及び作業に従事したときに支給する。</u>
	2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき200円を超えない範囲内において、規則で定める。</u>
(清掃業務手当)	(清掃業務手当)
<u>第6条</u> 略	<u>第7条</u> 略
(支給方法)	(支給方法)
<u>第7条</u> 略	<u>第8条</u> 略
(特別区人事委員会への報告)	(特別区人事委員会への報告)
<u>第8条</u> 略	<u>第9条</u> 略
(委任)	(委任)
<u>第9条</u> 略	<u>第10条</u> 略